

令和7年

11月 西汗駐在所だより



下野警察署 TEL 0285-52-0110

西汗駐在所 TEL 0285-56-4585

犯罪被害者等支援広報啓発強化

犯罪被害者等支援広報啓発強化とは

これまで、毎年11月25日から12月1日までの期間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等への理解の促進を図るための啓発活動を集中的に行っていましたが、本年は更に、11月1日から12月1日までを「犯罪被害者等支援広報啓発強化期間」として、集中的に広報啓発活動を行うことになりました。

犯罪被害者週間とは

「第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）において、毎年「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前1週間（11月25日～12月1日）が「犯罪被害者週間」と定められています。

この期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性などについて、国民の理解を深めることを目的としています。

性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」について

性犯罪被害者は、精神的なダメージ等から、警察への被害申告をためらうことも多く、性犯罪被害は特に潜在化しやすい犯罪です。

性犯罪・性暴力の被害を受けた方が相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」が導入されています。

栃木県内で「#8103」にかけると、警察本部の性犯罪被害者相談電話（0120-363-339）につながります。

この相談電話は、

- 被害の届け出を迷っている段階でも相談できます。
- 性別・年齢にかかわらず相談できます。
- 匿名でも相談でき、相談者の秘密は守られます。



「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」の活動にご理解とご協力を

「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」は、犯罪被害者等に対し

- 電話相談・面接相談
- 法廷や病院への付き添い
- 被害者等の自助グループ活動への支援等

を行っている民間の被害者支援団体です。

- 被害者支援センターとちぎ相談電話

028-643-3940

毎週月曜日～金曜日

（土・日・祝日、年末年始を除く）

午前10時～午後4時まで

